

教育再生実行会議 第3分科会  
第1回議事録

教育再生実行会議担当室

# 第1回教育再生実行会議第3分科会 議事次第

日 時：平成26年10月15日（水）17:00～18:30

場 所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室

1. 開 会
2. 下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣挨拶
3. 文部科学省からのヒアリング
4. 自由討議
5. 閉 会

○鎌田座長 定刻となりましたので、ただいまより「教育再生実行会議第3分科会」の第1回会議を開催いたします。

本日は、御多忙の中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

下村大臣より、第3分科会の主査の御指名をいただきました鎌田でございます。よろしくをお願いいたします。

また、第3分科会の副主査につきましては、加戸委員に御指名がございました。加戸委員におかれましては、よろしくをお願いいたします。

本日は、御多忙の中、下村大臣、教育再生担当の丹羽副大臣、赤池大臣政務官、オブザーバーの遠藤議員にも御出席いただいております。

まず、分科会の開催に当たりまして、下村大臣より御挨拶をいただきたいと存じます。大臣、よろしくをお願いいたします。

○下村大臣 今日はありがとうございます。「教育再生実行会議第3分科会」第1回会合、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、御多用の中、本分科会の委員をお引き受けいただきましたことを感謝申し上げます。

教育再生実行会議は、昨年1月の発足以来、これまで5次にわたり精力的な提言をまとめていただきました。その提言を受けまして、政府としては、今年の通常国会におきましては、58年ぶりの教育委員会制度改革、そして、大学ガバナンス改革など、大変大きな法律改正を行い、そして、大学入学者選抜の改革や小中一貫教育学校の制度化など、今、中教審で審議を行うなど、教育再生の実行のための改革について着実に取り組んでいるところでございます。

他のいろんな法案で余り文部科学関係が国会議論の中では注目されることがなかったかもしれませんが、先の通常国会で私の答弁だけで担当者が調べたら1,470回答弁をしております。一通常国会としては多分最も歴史上多かったのではないかと思います。それだけ国会のほうでも積極的に委員会を開催していただきますので、全ての重要法案の成立をしていただいて今に至っているところでございます。

それ以外にもいじめ問題や道徳の教科化など、直面する教育上の諸課題に対処するための方策もしっかり取り組んでいるところでございます。

今後、この教育再生実行会議も内閣改造を経た中で、更にバージョンアップをしたかどうかということも安倍総理からも提案をいただきまして、新たに3つの分科会を設けて、我が国の未来を見据えたより本質的な御議論をお願いしたいという形で今回スタートすることにいたしました。

特に第3分科会におきましては、教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方を検討テーマとして議論を深めていただきたいと思っております。既に、教育財源におきましては文部科学省において、今日も御参加をいただいて大変ありがたいことではありますが、松田先生や土居先生等、主にそういう分野の我が国で最も精通されている先生方、二十数

名の方々と一緒に省内において既に取りまとめたものでございますが、これを省内だけではなく政府としてどう取り組むかということで教育再生実行会議第3分科会でこのテーマで更に深掘した議論を是非していただきたいと考えております。

そして、本分科会の主査は、教育再生実行会議の座長でもあります鎌田先生をお願いをしていただいて取りまとめについて御尽力いただくということになりましたし、副主査は加戸委員をお願いしているということでございます。

この本分科会の検討テーマ、これは第1、第2分科会の検討テーマを実現する基盤となるものでありまして、非常に財源問題というのは今後の教育が確実に実現できるかどうかという重要な分科会になってまいりますので、積極的な御議論の中で取りまとめをお願い申し上げたいと思います。

特に、これから我が国が少子高齢化、成熟社会の中で発展していくためには、教育が最も大切だと。しかし、教育も今までの延長線上のような教育ではなくて、いかに一人一人が主体的に、そして、積極的に一人一人の付加価値を高めながら潜在能力を高めるための新しい教育は何なのかということが求められると思います。

しかし、残念ながら、諸外国、先進諸国に比べても我が国の教育へのこれまで公財政支出は低水準にとどまっている。義務教育を除けば教育費は家庭の主に負担によって賄うものとされてきたわけでありましたが、同時に、今、先進諸国、我が国においても格差社会が進行し、子供の貧困率が大変に高くなっているということの中で、もう個人や家庭の努力だけでは全ての若者、子供、チャンス、可能性を得るということは難しいと、そういう厳しい現実があるわけでございます。

社会に出てからの学び直しなど、意欲と能力があれば教育によって幾つになっても再びチャレンジできる。これは女性もそうですし、高齢者の方々もそうですし、また男性も再就職するということを考えた場合に、教育によってスキルアップをしなければステップアップした職業につくということも難しいわけございまして、そのために、これから教育における公財政支出をどう考えるか。残念ながら、我が国の財政事情を踏まえすと、その財源は大変厳しい問題があります。これを国民負担に直結する問題として捉えたときに、教育関係者だけではなく、財政当局を含め幅広い、まさに国民的な理解を得ることによって、この国における教育あるいは財源のあり方、これは日本の国柄をどう変えていくかという根本問題にまでさかのぼる大変重要な問題でありますので、他の法律案に関係するものと違って、この教育再生実行会議で議論して提言すれば、それがすぐ国会で議論、そして法律で通るといふほどの簡単な問題ではなくて、国民的な議論を巻き起こしながらどうするかという大変重要なことになってくるかと思っております。

今日は資料5としてもお配りをさせていただいているかと思っておりますが、これは本分科会委員に御就任いただいた方々の御協力も得て、資料をごらんになっていただきたいと思っておりますが、教育投資や効果や教育再生のグランドデザインを取りまとめまして、各方面に説明をしているものであります。これを更にブラッシュアップしていただき、財源確保の在

り方まで深めて深掘をしていただければと思います。

この中では、先ほど申し上げましたように、昨年の暮れから勉強会を通じまして、いろんな現状分析をしながら、2020年のビジョン、2030年のビジョン、どれだけ教育における公財政支出、公的支援をするかによって、我が国がどう変わっていくかということも具体的に書いたものでございます。これを是非活用していただきながら、今後、各委員の皆様方のそれぞれの御経験や知見をもとに、これは本当にこの国の国家百年の計に関係するものでございますので、できましたら十分議論しながら、しかし、来年の通常国会が終わるころまでに提言として取りまとめていただき、これを政府全体の今後の政策というふうにしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

(報道関係者退室)

○鎌田主査 下村大臣、どうもありがとうございました。大変心強い御挨拶をいただいたところでございます。

本日は第1回でございますので、皆様方から自己紹介をいただきたいと思います。

時間の都合上、恐縮ですが、一言ずつ簡単に自己紹介をいただきますようお願いいたします。

それでは、座席の順番でお願いいたします。

まず、加戸守行副主査でいらっしゃいます。

○加戸副主査 副主査を拝命しました加戸守行でございます。

先月、80の大台に乗りましたということで、時々古い歴史を持ち出すことを許していただければと思います。

○鎌田主査 次に、オブザーバーでいらっしゃいます遠藤利明議員です。

○遠藤議員 自民党の教育再生実行本部長を引き続き仰せつかりました遠藤利明といたします。

簡単に御報告をさせていただきますが、これまで幾つかの提言を取りまとめてきましたが、新たに1つは大学教育、特にこれまで組織運営等については学教法の改正等で改革が実現出来ました。リベラルアーツの問題とか職業教育との関連とか、地域の大学の在り方とか認証評価とか、そういうものを含めた高等教育の問題をもう一度議論をさせていただきます。

もう一つは、教師を含めてチーム学校として地域の学校のあり方、学校の運営、組織等についての議論を進めていきます。

もう一つ、学校の現場で今一番難しいと言われる特別支援教育の授業、この問題についても議論していきます。こうした課題を党としても進めていきたいと思っておりますので、また御指導をよろしくお願いいたします。

○鎌田主査 次に、第2分科会の主査でもいらっしゃいます貝ノ瀬滋委員です。

○貝ノ瀬委員 失礼します。三鷹市教育委員会の貝ノ瀬滋でございます。どうぞよろしく

お願いいたします。

今、御紹介にありましたように第2分科会の主査も仰せつかっておりますが、後年、あのときに今の教育の方向は全て決められたと必ず言われるのではないかと感じておりますので、そういう会議に参加させていただいて大変光栄に感じております。

実は今日付けで、その改革に注力するというこのために教育委員長を退任いたしました、教育改革に専念したいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田主査 次に、河野達信委員です。

○河野委員 失礼いたします。御紹介いただきました河野達信でございます。

現在は山口県岩国市にあります高森小学校で現職の教諭として勤務をしております。昨年度までは教職員団体の全国組織であります全日本教職員連盟の委員長を仰せつかっておりました。全国視野で日本の教育を眺めさせていただいた経験を生かし、小学校の一教諭として、やや将来の話になると発言は難しいかもしれませんが、現場の実情を踏まえながら話をさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田主査 佐々木喜一委員です。

○佐々木委員 京都から来ました佐々木でございます。

私は京都で塾を経営していますが、日本の教育も、学校も、それに伴って塾を含む民間教育機関も変わらなければならないと強く感じた教育再生実行会議の第4次提言が、丁度去年の今ごろ出まして、そこからもう1年。早いものだなという感慨にふけている自分がいます。

この第3分科会は、実は最も難しい内容の分科会ではないかと思ったのですけれども、志願いたしました。ある意味、私はしがらみのない存在ですので、どんどん切り込んでいけたらと思っております。

よろしくお願ひします。

○鎌田主査 続きまして、このたび新たに分科会委員として御就任いただきました4人の方に順にお願いしたいと思います。

まず、小林雅之委員です。

○小林委員 東京大学の小林と申します。

今日は大事な会なのに最初からおくれまして、どうも申しわけございませんでした。余り弁解はしたくないのですけれども、大学というのはいかにトラブルが多いかということをお察しいただきたいと思っております。

文部科学省の仕事といたしましては、中教審でありますとか大学設置審等で仕事をさせていただいておりますが、私としては、学生への経済的支援ということで大学及び専修学校について、この8月に報告書をまとめさせていただきました。そういう観点から、教育費の問題あるいはその学生への支援ということを中心にここで議論させていただければと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○鎌田主査 次に、土居丈朗委員でございますが、土居委員におかれましては、5時半ごろに御退席と伺っておりますので、これからの審議に関する全体的な意見についてもあわせて御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

○土居委員 慶應義塾大学の土居でございます。

今日からこの教育再生実行会議の第3分科会のメンバーとして加わらせていただきまして、ありがとうございます。大変失礼ながら中座させていただきますので、少しお話しさせていただきますと思います。

私の専門は財政でありまして、当然この教育に関しても財政面からいろいろと研究をさせていただくと同時に、大学で教育者として学生を指導しているところでもあります。教育者という立場からいたしますと、教育にまつわる財政においては、非常に隔靴搔痒でして、必要性は「教育」というこの2文字で十分に抽象的には理解していただけると思うわけですが、いざ具体的な予算づけという話になりますと、いろいろこまごまとしたこと、ないしは国民への理解、先ほど大臣もおっしゃっておられましたけれども、国民の理解が微妙にずれていたりするところで、なかなか思うように予算づけがなされないで、もう少しお金があればあれができたのではないかと、これができたのではないかというようなことはあるのかなと思います。

さはさりながら、これも大臣おっしゃったように、我が国の財政状況はどしどしお金を使えるほどの余裕がある状況ではございませんので、やはりメリ張りづけ、どれに優先順位高く予算をつけて執行していくかという観点がますます重要になってくるのかなと思います。特に象徴的に私自身が思っていることは、少子化ないしは高齢化によって、特に少子化は子を持つ親の数が減っているということ。それから、高齢化というのは孫を持つ祖父母は多いのだけれども、我が子ではないと。2代後の世代ということですから、どうしても社会保障のほうは割と声大きいのですけれども、子供についての予算が必要だという声が有権者から生の声として上がってくるのは、どうも社会保障に比べれば弱いという位置付けになっているのかな、と教育者ないしは財政の研究者として日ごろから思っております。

もうここで論をまたないわけですがけれども、教育の重要性はいつの時代でもあっても、かつ、21世紀には21世紀に必要な教育のためにきちんと投資をしていくことが重要だと私自身も認識しております。そのためにも、孫を持つ祖父母にも必要性、重要度を御理解いただき、極端に言えば教育をまず優先してはどうかと予算づけでも持ってまいり、ないしは教育のためならばある一定の負担をしてもよいという御理解をいただける。そういう環境づくりがこの会議を通じて出来ればいいかなと。更には、論拠づけについてこの議論の中でいろいろといいアイデアが出てくると国民への理解も浸透してくるのではないかと考えております。

これからもよろしく願い申し上げます。

○鎌田主査 ありがとうございます。

続きまして、樋渡啓祐委員。

○樋渡委員 武雄市長の樋渡でございます。

武雄市といえばCCC、カルチャ・コンビニエンス・クラブと組んだ図書館の名前が挙がってくるのですけれども、教育面でいえばタブレットを小学生全員に配付し、来年度は中学生に全員配付をします。これは反転授業を旨としますけれども、タブレットを使って、復習中心から予習中心に切りかえるぞということ。それと、4月17日、文科省の会見室で会見させてもらいましたけれども、花まる学習会と組んで官民一体学校の創設を来年の4月から行いたいと思っています。それとDeNAと組んで、小学校1年生のプログラミング教育。

それから、今度首長の権限が強まりますので、それに呼応して教育委員会の権限を強めるために教育委員を倍増します。そういったことで教育委員会の中で議論がきちんとできるように担保をするということと、これは文科省さんとよく議論させてもらいましたけれども、学力テストを公開しています。そういった意味で、今までの提供者目線から利用者目線に切りかえるというのが私どもの教育行政の在り方だと思っておりますので、今般の第3分科会で更に財源の裏づけができるように現場に即した提言をしてみたいと思っております。

最後になりますけれども、私、もともと役人で、省庁改革推進本部事務局で前川審議官に大変お世話になりましたので、またここで再会するとは夢にも思っていなかったので非常にうれしく思っております。

よろしく申し上げます。

○鎌田主査 よろしく申し上げます。

松田茂樹委員、どうぞ。

○松田委員 はじめまして。中京大学の松田です。よろしく申し上げます。

この会議に参加させていただきまして大変光栄です。私は、教育は門外漢でございます、少子化について研究してきている者でございます。その立場から何か御貢献できることはないかということで、これから考えて皆さんの前で御発言できればと思います。

政府のお仕事としましては、前少子化大臣の森大臣のもとで内閣府の少子化タスクフォースにメンバーとしてかかわっておりました。そのときの中の様子、少子化対策は頑張っておりますけれども、そこで教育ということが出てきているというのは極めて影が薄かったという印象があります。ただ、私は教育と少子化がもう少し密接にかかわる問題だと思いますので、そうした観点から参加させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○鎌田主査 よろしく願いいたします。

なお、全体会議からは、ほかに蒲島郁夫委員、佃和夫副座長兼第1分科会主査が第3分科会の構成員となっております。また、分科会委員として、三井住友銀行取締役会長の北



山禎介委員にも御就任いただいておりますが、本日はそれぞれ御所用のために御欠席でございます。

また、オブザーバーの富田茂之衆議院議員も本日は御欠席でございますので、お伝え申し上げます。

最後になりまして申しわけありませんが、丹羽副大臣、続けて赤池大臣政務官からも自己紹介をお願いいたします。

○丹羽副大臣 改めまして、こんにちは。文部科学副大臣の丹羽秀樹でございます。

前は自民党の文部科学部会長、そして、文部科学大臣政務官をやらせていただきまして、非常に文教関係には下村大臣のもとで特にやらせていただきました。教育の現場というのは、どうも清貧でなければならないというような風潮があるわけでございますけれども、やはりこれからの教育というのは、いかに投資して、そして、いかにその分を回収できるのか、またその投資効果をあらわしていくのかということが大きな分野だと思っております。またこれは教育者の見識の高い先生方から言いにくい部分だと思っておりますので、財源の確保は我々もしっかりと頑張っていきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○赤池政務官 大臣政務官の赤池誠章でございます。

先ほど土居先生から、国民の声という形で高齢化という問題の中で、私どもの選挙という形で、いわゆるシルバーデモクラシーという形の圧力にさらされているわけですが、私はそういう面では参議院全国比例という形の中で一番そういうところが若干なりとも自由度が高いのかなという思いを持っておりますので、先生方ときちっと御意見を拝聴する中で取り組ませていただきたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○鎌田主査 ありがとうございます。

このほか、本日は文部科学省から山中事務次官、前川文部科学審議官、内閣官房から高橋室長が出席しておりますので、御紹介いたします。

次に、分科会の議事内容の公開方法について申し上げます。

お手元に配付した資料2がございまして、その資料2の1枚目の一番下の段落、5.に記載してありますとおりに、全体会議と同様に、会議後の記者ブリーフィングと、事後に議事要旨及び議事録を公表する方法によることといたしております。

会議自体は原則非公開となりますが、毎回会議の終了後に、主査の私が会議の内容につきましてブリーフィングを行い、マスコミ対応を一元化させていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に、本分科会の検討課題であります。資料3をごらんいただければと思います。

そこに記載してありますように、第3分科会では「教育立国実現のための教育財源など教育行財政のあり方」について御審議をいただきます。

詳細な説明は省略させていただきますが、本日は文部科学省からのヒアリングを行い、

次回からは分科会委員の方々を中心といたしまして、このテーマについて順次意見発表をいただき、それをもとに議論を進めていきたいと思っております。

先ほどの大臣からの御発言にもありましたように、来年の通常国会が終わるころまでに提言を取りまとめたいと考えており、必要に応じて関係省庁、団体等からのヒアリングを行うことも検討してまいります。

提言の取りまとめの際には、全体会議と本分科会との合同審議も行う予定でございます。それでは、議事に入ります。

本日は、我が国の教育行財政の現状につきまして、文部科学省より説明いただきます。その後に説明への質問を含め自由に御意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、前川文部科学審議官より15分程度で説明をお願いいたします。

○前川審議官 それでは、資料4をごらんいただきながら御説明申し上げます。

まず、1ページでございますけれども、教育振興基本計画で教育投資についての記述がどうなっているかということでございます。

ここでは、協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築、家計における教育費負担の軽減、安全・安心な教育研究環境の構築、耐震化など、こういったことを要点として掲げております。

実際に教育投資の比較をしたものが次のページでございますけれども、我が国の公財政教育支出を対GDP比で比較した場合、機関補助と個人補助、合わせてOECD平均5.6%であるのに対しまして、日本は3.8%にとどまる、最下位であるという現状でございます。

これを学校段階別に、教育段階別で見た場合に3ページでございますけれども、全ての教育段階でOECD平均を下回っているわけでございますけれども、特に就学前の教育の段階、また高等教育の段階につきましては最下位であるということでございます。

更に、これを在学者1人当たりで見た場合にどうなるかということでございますが、これは我が国の場合に、他国と比べて子供が少ないから教育投資が少ないのは当たり前だという議論があるわけでございますけれども、1人当たりの公財政支出で比較した場合、これは国によって所得水準が異なるために、国民1人当たりGDPに対する割合という形で比較してございますけれども、初等中等教育段階をごらんいただきますと、OECD平均並みであると、4ページでございます。真ん中でございます。しかし、就学前の教育段階、高等教育段階では、やはりOECD平均を大きく下回るという数字になっているということでございます。

5ページをごらんいただきます。教育支出の公私負担割合でございますが、これを比較した場合、初等中等教育段階につきまして真ん中でございますが、日本は93.0%ということで、OECD平均をやや上回るという水準である。これに対しまして、就学前の段階、また高等教育段階につきましては、私費負担の割合が非常に高いということが見てとれるわけでございます。

6 ページのグラフでございますが、国、地方合わせた一般政府総支出全体に占める公財政教育支出の割合、これは9.1%ということで、OECD平均12.9%に対して非常に低い水準であるということでございます。公財政支出、教育費が低い、少ないということの1つの理由として、日本はそもそも公財政支出全体、総支出が少ないからなのだという議論があるわけでございますけれども、右側のグラフは一般政府総支出でございます。その一般政府総支出そのものはOECD平均を若干下回っておりますけれども、他国に比べて著しく少ないわけではないということを見ていただきますと、やはり教育費についての公財政支出は低いということが見てとれると考えております。

7 ページ、8 ページ、これは家計の教育費負担とその軽減についてでございますけれども、各学校段階ごとにかかる教育費を示したものが7ページでございます。幼稚園から大学卒業までにかかる費用を合計化しますと、全て国公立で学んだという場合でトータルで約800万円、小中学校は公立で、それ以外は私立というケースですと約1,300万円、トータルで必要になってくるということでございます。ただし、これは下宿などに必要な費用は含まれておりませんので、下宿やアパートに住む大学生などの場合、更に年間100万円以上の生活費が必要となるということでございます。

8 ページは、教育費負担の軽減のための施策を年齢層別にまとめたものでございます。簡単に順次御説明しますと、ゼロ歳からのものといたしましては、児童手当というものがございます。左上のところ、3歳～6歳のところ、幼稚園につきましては、幼稚園就園奨励費補助というものがございます。これは後ほど申し上げますけれども、26年度は幼児教育の無償化に向けた取組ということで、この負担軽減を大きく進めたものでございます。

6歳から15歳は義務教育段階でございますけれども、義務教育段階につきましては、義務教育無償の精神のもとで授業料は取らない、教科書は無償で給与する。それに加えまして経済的に困難な児童生徒に対しては就学援助の制度がございます。

15歳から18歳、高等学校段階でございますけれども、これにつきましては、今年度から高校就学支援金制度に所得制限を導入し、私立高校に通う低所得世帯に対する支給額を拡大するとともに、新たに高校生等に対する奨学給付金、高校生等奨学給付金の仕組みを設けたものでございます。

右上の部分が大学、大学院、18歳以降の部分でございますけれども、ここでは授業料減免制度でありますとか、貸与型の奨学金が現在ございます。

また、留学につきましては、経済的支援といたしまして、日本学生支援機構による国費によるもののほかに、現在、経済的な支援として民間企業からの支援もいただいたプログラムといたしまして、トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムというものを推進しているところでございます。

右下の部分、これは文部科学省の担当ではございませんけれども、教育訓練給付というものがあるということと、それから、税制によるものといたしまして、所得税、住民税につきまして、16歳以上の親族を扶養した場合の扶養控除、また19歳～22歳の親族を扶養し

ている場合につきまして、特定扶養控除。働きながら学ぶ学生について、勤労学生控除があるということでございます。

更に、その下の横長の部分に記載してございますのは、昨年4月から発足している制度でございますが、祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合に、贈与税が非課税になるという制度も始まっているというところでございます。

9ページでございますけれども、各学校段階における財政措置と費用負担の仕組み、まず幼児教育でございます。

9ページは現行、今年度までの幼稚園に関する財政措置と費用負担の仕組みでございます。まず、保護者への経済的支援としましては左側のほうでございます。幼稚園就園奨励費補助というのがございます。これは市町村が保護者に対して支給する就園奨励費に対して国がその一部を補助するという仕組みでございます。

運営に関する経費、真ん中の部分ですけれども、基本的には公立につきましては設置者である市町村が負担、私立についてもその設置者が負担するわけですが、それに対して都道府県の私学助成があり、それに対する国からの一部の補助があるという仕組みでございます。こういった公財政支出を合計いたしますと0.6兆円程度になるわけでございます。一方、保護者からの保育料につきましては、幼稚園就園奨励費で補助される部分を除きますと、保護者の負担分が3,100億円という現状でございます。

10ページにまいりまして、これは来年度からの、27年度からの子ども・子育て支援新制度のもとでどうなるかという仕組みでございます。この幼稚園の中には、この新制度に入るケースと、入らないで9ページの仕組みの中に残るケースと両方出てくるわけでございますけれども、この新制度に移行する幼稚園、更に保育所、認定こども園につきましては、この10ページにございます仕組みのもとで一元的に財政措置が行われることになるということでございます。

公的支出につきましては、これはもう一括して施設型給付として市町村が給付するという形で一元化されます。その負担割合につきましては次のページでございますけれども、11ページの右下の囲みの中でございますが、施設型給付、公費で負担する部分ですが、国、都道府県、市町村の負担割合が原則2対1対1という負担割合になるということでございます。

12ページにございますのは、無償化に向けた段階的な取組として今年度行ったものでございます。これは幼稚園と保育所との負担の平準化を図るという観点で、幼稚園の保育料の負担を軽減したのが今年度の措置でございますけれども、低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行ったというものでございます。

12ページ以降は義務教育段階でございます。義務教育段階におきましては、まず保護者への支援といたしましては、低所得層に対する就学援助がある。就学援助は市町村の財政で約1,000億円の規模で行われているわけですが、国がそれに対して補助しておりますのは要保護世帯15万人の世帯を対象とする7億円だけでございます。それ以外の部分

は市町村の一般財源で行われているという現状でございます。

運営費に係る支出といたしましては、公立学校につきましては、義務教育費国庫負担金がございます。それに加えて、国といたしましては、スクールカウンセラーでありますとか、その他の外部指導者の配置に関する国庫補助金がございます。また、教科書購入費は、国公私を問わず国が負担しているということでございます。

公立の小中学校の教職員の給与、これは県費負担教職員制度のもとで都道府県が負担しております。国庫負担金はその都道府県が負担する給与費に対する負担でございます。私立につきましては、都道府県による私学助成がございまして、それに対して国が一定の補助をしているという状況でございます。

これらを合計いたしますと、小中学校に対する公財政支出は9兆円程度になるわけでございます。一方、保護者からの納付金、これは主に私学でございますけれども、2,000億円という数字になっております。

14ページは教職員の配置、公立学校の教職員の配置でございますけれども、小学校の場合、学級数に応じて必要な教員が配置されるような定数の算定になっているということでございます。中学校は、また教科担任制に対応した教職員の定数が算定されております。

教職員の身分、これは県費負担制度のもとで市町村立小中学校の教職員でございますけれども、都道府県が給与を負担し、都道府県が人事を行っているというのが原則でございます。

一番下の部分は先ほど申し上げた義務教育費国庫負担でございますけれども、かつては2分の1でございましたが、現在は3分の1を国庫負担しているということでございます。

15ページは学級編制や教職員定数の改善の経緯でございますが、これは説明を割愛させていただきます。

16ページは国庫負担金の対象品目の変遷でございます。昭和49年に一番多くの費目を対象としていたわけですが、その後、順次一般財源化をされてきているという状況がございまして、現在では1兆5,000億円の規模で国庫負担をしている、この推移を示したものでございます。

17ページは公立学校の教員の給与についての、いわゆる人材確保法、正確には学校教育の水準の維持向上のための義務教育小学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法という法律でございますが、そのもとで教員給与の優遇措置がどのように講じられ、また、それがどのように減ってきたかということをお示ししているものでございまして、人材確保法ができる以前、昭和49年度に比べて、昭和55年度、これがピークでございますけれども、一般行政職に比べて7.42%の高水準となった。これがだんだん目減りしてきておまして、平成24年度では月額ベースで比較した場合に一般行政職員に比べて0.32%の有意性にすぎなくなっている。25年度につきましてはマイナスになる可能性が高いという状況でございます。

18ページは高等学校の段階についての状況でございます。高等学校にかかります財政措

置でございますけれども、まず保護者への経済的支援といたしまして、左側の部分でございますけれども、国による高等学校等就学支援金制度、先ほど申し上げましたものでございますけれども、これに所得制限を加えることによりまして、中低所得層の支援を広げたほか、高校生等奨学給付金の制度が今年度からスタートしております。また、都道府県が行っております貸与型の奨学金もございます。

運営経費につきましては、基本的にこれは設置者が負担するものでございますが、多くの公立高校が都道府県立であることから、都道府県の支出が2兆3,000億円と一番大きくなっているわけでございます。

国は個別の取組に対する支援といたしまして、SGH、スーパーグローバルハイスクール、SSH、スーパーサイエンスハイスクール、SPH、スーパープロフェッショナルハイスクール、こういったものにつきまして委託あるいは国庫補助といった財政支援をしているという状況でございます。

この運営や施設に関する公財政支出を合計いたしますと、高等学校に対する公財政支出は3兆3,000億円ぐらいでございますけれども、約3兆円程度になるということでございます。一方、授業料等による保護者の負担、これは約4,500億円になるということでございます。

19ページでございますけれども、これは今年度、どのような就学支援の見直しが行われたかということを示したものでございます。これは時間の関係から割愛させていただきます。

20ページですが、これは大学進学率の国際比較でございますが、大学進学率は日本の場合52%、これは決して高くないということを示したグラフでございます。

21ページ、これは大学に関する財政措置と費用負担の仕組みでございます。教育費負担の軽減の方策といたしましては、主に日本学生支援機構による奨学金の制度があるということでございます。これにつきましては有利子から無利子へという方向への改善に努めてきているということでございます。また授業料減免につきましては、国立、私立、また公立につきまして、それぞれ運営費交付金、私学助成、また交付税措置の中で授業料減免のための財源が用意されているという状況がございます。運営費そのものにつきましては、国立大学については運営費交付金、私立大学につきましては経常費補助金、公立大学につきましては交付税措置があるということで、公財政支出全体で約2兆円程度になっているということでございます。その他、学生からの授業料納付金約3兆1,000億円程度、更に病院収入でありますとか、その他研究収益や寄附などで賄われているということです。

22ページは国立大学の状況でございます。全体として国立大学の収入が1兆9,000億、そのうち約半分強の1兆円程度が運営費交付金、2割弱の3,400億円が学生納付金収益、5,500億円が寄附金や競争的資金によって賄われているという状況でございます。

23ページは私立大学のケースでございますけれども、私立大学全体の収入が3兆3,000億円、このうち1割強に当たる3,400億円余りが私学助成による。約8割が学生納付金、残

りが寄附金や事業収入のものとなっていると思います。

24ページにまいりまして、競争的な経費でございますけれども、運営費交付金や私学助成などの基盤的経費とは別に、政策課題に特化した誘導型の補助金、その状況を示したグラフでございます。

25ページは日本学生支援機構による奨学金の概要でございます。無利子奨学金が約44万人、有利子奨学金が96万人ということで、有利子から無利子へという方向で改善をしてくているということでございます。

また、マイナンバー制の導入を前提にいたしまして、返還月額が所得に応じて変動するという形の、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度に向けた準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

26ページは専修学校でございます。専修学校につきましては、中学校卒業者が進学する高等専修学校と、高等学校卒業者が進学する専門学校とございますけれども、この学生への経済的支援につきまして、高等専修学校につきましては高校と同様に就学支援金制度が適用されております。

一方、専門学校につきましては、大学と同様に日本学生支援機構による奨学金があるわけでございますけれども、大学とは異なりまして、専門学校につきましては授業料減免に対応した国による財政措置はないということでございます。公財政支出の合計は、約210億円、学生納付金による部分が5,800億円ということで、大きく学生納付金に依存しているという状況でございます。

以上、簡単でございますけれども、資料4の御説明でございます。

○鎌田主査 ありがとうございます。

それでは、文部科学省の説明への質問を含め、自由に御意見をお伺いしたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 教育は投資だという考え方を打ち出すということは非常に大切なことだと思うのです。

一般的な投資の場合、自己責任と言われます。同様に、教育も投資であると考えれば、本来そこには選択の自由があって、選んでいく。先ほど樋渡市長のほうからも、提供者目線から利用者目線に変えていっているというようなお話がございました。教育権は誰にあるのかを問うた場合、これは親にあるのだとしたら、やはり親が我が子にどういう教育に与えていくのかということを選択して、決断して、自己責任で選んで、投資していくことが必要です。

そこから考えると、極論ですが、塾はまさに投資ですよね。履歴書の学歴欄に載るものではないですし、親が投資として、我が子の将来に対して価値があると思って行かせているものでも、もし価値がないと思えば行かせない。非常に明確です。だから一般家庭において教育に色々とお金がかかっている現状があるのかも知れませんが、だからこそ、バ

ウチャー制度について検討してみる必要があると思うのです。

今度大臣がスウェーデンヘノーベル賞授賞式に行かれるとお聞きしましたが、その際お時間があるのであれば、是非スウェーデンのバウチャー制度、これはスウェーデンが発祥の地だと聞きましたが、視察をしていただく機会を持ってもらえればと思います。私も去年、視察して、勉強しました。

やはり教育投資という観点で考えると、親が我が子のことを考えて最も適切だ、合っていると思う教育内容やサービスやコースを持っている学校や教育機関を選んでそこに通わせる仕組みの方が、より子供の将来に有効だし、費用という観点からも効率的で、追加の教育に関するコストもあまりかからなくなると思うのです。

財政的に厳しい状況の中では、教育面、財政面から見ても、バウチャー制度は、非常に効果的、そして効率的、要は費用対効果の高い投資方法ではないかと思いましたが、お話をさせていただきました。

あと、総論で、日本の公財政支出に占める教育の比率は低いと言うことで、これは事実として分かるのですけれども、これにはその背景となる理由があるかと思うのです。私はまずその背景というか理由がわかっていないので、単純に高めたらいいのではないかと思うのですけれども、その辺りの理由や過去のいきさつとかもお教えいただきたいと思っています。

○鎌田主査 過去のいきさつ等について。

加戸副主査、どうぞ。

○加戸副主査 私、愛媛県知事で12年間、教育に関してはほとんどが切り込み切り込みという状況が起きました。無理もないのです。国の借金がどんどん増えていく、地方自体もお金が足りない。本来は地方に対して地方交付税で来るべき原資も国は借金だらけで出せない。

今までは地方も借金ができたのは橋や道路といった公共工事には県の債券が発行できるけれども、それ以外は借金まかりならぬというのが地方財政法だったのですが、もう背に腹変えられないので、国は仕送りする金がないから県で借金してくれと。借金したら、その後は将来、地方交付税で埋めるからということで、国だけではなくて、国は1,000兆円超えましたけれども、地方もどんどんそういった借金が増やされてきた中ですから、どうやって切り詰めていくかとなると、一番切り込みやすいのが大口の教育予算ということで、私のまず体験した中では、例えば義務教育費国庫負担金は2分の1で、約3兆円、これが大きいから、それをカットして地方につけかえればいいのではないかという発想が出てきて、その球が投げられたのは全国知事会で、知事会の中で私は廃止反対論だったのですけれども、多数決で地方にお金が来るならいいやということでやってしまっ、そういうことで2分の1から3分の1に減りました。でも、今、恐らく全国知事会で過去のやったことはどうですかと言ったら、大失敗だとほとんどの知事が言うはず。あのときは間違えたと言うに違いません。それが1つありました。



知事の終盤に来て、先ほどありました人材確保法で教職員の給与優遇措置も、これも3.76%を1.5%まで年度的に切っていくということで、これは国も助かるし、地方も助かる話です。考えてみると、こういうことは全て国の経済財政諮問会議というところで決まってしまうのです。そこには文部大臣は出席していないのです。大方針としてとにかく財源がありませんから、どこで切るといったら、一番切りやすいのや、金目の面では教育が多いからそこを切ってしまうということが今日につながった。だから、動機は国家財政の逼迫ということは当然のことではあるのですけれども、被害を受けたのは教育予算ではなかったのか、それが歴史だったと私は思っております。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○鎌田主査 小林委員、どうぞ。

○小林委員 今の点なのですが、おっしゃるとおりで強調したいことは、過去においては日本は経済水準に対して教育水準が非常に高い国だったということで、教育によって近代化を達成したということがあるわけで、江戸時代からの教育水準が非常に高かったということも要因のひとつです。現在はGDPに対して先ほどの文科省の資料にありますように、高等進学率等は国際的に低いということになっている、あるいは教育にお金を使っていない国ということになっているわけですが、戦後、経済成長する前には、1960年当時でいいますと、実はGNPに対して非常に教育水準が高い国として知られていたわけです。それによって日本の経済成長が成し遂げられたということは、いろいろな形で特にアメリカの学者が研究しております、その一番典型で皆さんがよく御存じなのは、エズラ・ヴォーゲルの『ジャパン・アズ・ナンバーワン』ですけれども、そういうようにして過去は教育への投資水準は非常に高かったのです。

ところが、それを今加戸委員おっしゃられたように、特に中央政府でいいますと第二臨調のときに教育費を非常に抑制して、増やしてはいるのですけれども、GDPの伸びに追いつかなくて、それで今のような状態になっているということは是非指摘したいと思います。

○鎌田主査 樋渡委員、どうぞ。

○樋渡委員 前川さんの御説明の中でお伺いしたいのですけれども、先ほど幼児教育、義務教育、高等学校教育、さまざまな御説明がありましたけれども、今までの議論の中で文科省としてここが一番てこ入れしたいのだ、すべきだというところを是非教えていただきたいということと、もう一つが、私は現場にいる人間として、少なくともこのカテゴリーの中で幼児教育が一番やばいですね。それは、保護者の負担であるとか、あとばらばら感。いい保育園とだめな保育園とものすごく差がありまして、そこを財政面からは違うかもしれないのですけれども、今までの議論の中で文科省さんとしてどこが一丁目一番地なのかというのを答えづらいかもしれませんが、それを是非教えていただきたいなということです。

○鎌田主査 では、前川審議官、お願いいたします。

○前川審議官 これは、本当は大臣のほうがいいかもしれませんが。

○下村大臣 違っていたら私が。

○前川審議官 違っていたら大臣に訂正していただきます。現在、幼児教育については非常に今重視している政策分野でございます。しかも、これは教育基本法が平成18年に改正されましたけれども、幼児期の教育として、単に幼稚園だけではなくて、保育所も含めて、また幼稚園と保育所をブリッジする形の認定こども園も含めまして、この幼児期の教育を充実させるということが一人一人の人生全体についての生きる力を高めるということにもつながりますし、また社会全体の活力を高めることにもつながるということで、幼児教育を全体として質を上げていくこと、そして、幼児教育に経済的心配なく、全ての国民の全ての子供達が行けるように、無償化を目指して負担軽減をしていく。これは非常にプライオリティーの高い課題だと思っております。

これは幼児教育と高等教育は、これまで私立学校に非常に依存して量的拡大を遂げてきたという経緯がございますので、そのために公財政支出はどうしても低いままになってきたという事情があると思うのです。この幼児教育につきましては、子ども・子育て支援新制度ができましたので、これはその設置者の区別なく、きちんとした公財政支出をしていくのだというプラットフォームができましたので、その中でどのようにして質の向上と負担軽減を進めていくかということが課題だと思っております。

一方、高等教育につきましても、これはまだまだ質、量ともに拡大していかなければならない部分ではないかと考えております。これからの知識社会における産業の基盤を支える人材ということ考えた場合には、グローバル化にも対応する人材を育成していくためにも、高等教育の中身をよくしていくことと同時に、大学進学率をもっと高めるべきではないかということ、やはりそのためには現在のような公財政支出の水準では不十分だということ、これはそれをどういう形で大学に対して出すべきなのか、それも一律の形で出すのか、それとも個別の目的に沿って出すべきなのか。また、大学ではなくて、むしろ個人に対して出すべきなのか、こういう議論はこれからしていただく必要があると思えますけれども、どのような出し方をとるかということを考えながらも、やはり公財政支出を高等教育については高めていく必要があるだろうと考えているところでございます。

○鎌田主査 大臣、よろしいですか。

○下村大臣 そのとおりです。

○鎌田主査 貝ノ瀬委員、どうぞ。

○貝ノ瀬委員 では、今のお話ですと、幼児教育と高等教育という内容ですが、義務教育はいいですか。もちろん全部大事ですね。6月でしたか、OECDのシュライヒャーさんという教育のほうの担当事務局長が見えたときに、PISAの調査とかTALISの調査などを踏まえて幾つかコメントをしていたのです。私、幾つかメモしてあるのですけれども、例えば教員の質は学級の規模より重要だというようなことをおっしゃっていますね。ちょっとびっくりしましたけれども、教員の質の向上というのは何よりも勝るのだということは納得できるわけですね。教員が社会的に評価されているという意識が学力に直結する。PISAの調査

からも、緩い相関関係があるのだと、教員の処遇とか、意識がですね。

ということは、要するにシュライヒャーさんも明確に言っているのですけれども、日本の先生方は子供の自尊感情が低いというのはよく言われるのだけれども、教員も低いというのです。自信を持ってないということですね。ですから、そういうことが大きく子供達の学力に影響していると言えるのではないかという指摘をしているのです。これは割と重要なことで、先生方が多忙になっているということも随分指摘されておりますけれども、やはり何ととっても学校教育の場合は先生次第というのは昔から言われていきますように、相当重要なのではないかと思うのです。

従って、公財政支出についてもいろいろ義務教育などについては支援や給付も考えなければいけないと思いますけれども、教員の処遇改善だとか、それから、定数の改善というのはどうしても重要なことになってくると思うのです。教員の質を確保しようと思えば、量を考えなければいけないということになると思います。

どういうことかという、教員の資質向上というのは自然現象ではありませんから、研修をしなければいけないとかということになります。これは当然のことながら、それなりに時間を割かなければいけないということになりますと、それを埋めるための教員が必要になってきますし、余裕がなければいけませんので、当然のことながら教員の増とか専門職の増加が必要になってくるわけです。そういう意味では教員増や教員に対する処遇改善というのは避けて通れないのではないかと思います。

同時に、もう一つ、国民の意識の改革です。つまり、わかるまで学ぶということは権利なのだ、学習というのはわかるまで学ぶのが権利だということです。ところが、現実には、出席していればいいとか、いてさえいればいいとか、つまり、履修ですね。履修していればそれで済む。だけれども、習得が大事です。だから、履修という考えから習得と国民意識を変えていかなければならない。

これはどういうことかという、例えば小中高でもみんなそうだと思いますけれども、私も校長をしていた経験からも、本当に学力が身につけていない、小学校6年生が足し算もできないような子についてもう少しというようなことを考えても絶対に親は泣いて卒業させてくださいと言うわけです。もちろん、気持ちはわからないことはないのですけれどもね。つまり、みんなと一緒に進級したい、皆と一緒に卒業させたいという親心ですね。だけれども、そのままずっと引きずってってしまうわけで、そういう子達が相当数いるわけですね。それは結局高等教育までずっと引きずっていくわけです。そういう意味では、国民の意識をどこか運動として変えていくような、そういうことが必要なのではないかと思います。そのことは結局のところ、社会人の学び直しとか、いい年をしてまた大学へ行くとかというのは恥ずかしいとか、そういうことにもつながっていくのではないかと思います。

ですから、結局、履修主義から習得主義へ意識を変えていくような、何か国民的な運動が必要なのではないかと思います。教員の多忙ということも言われます。できるだけ定時

に帰られるようにするとなると、当然のことながら、時間内に仕事が終わられるようにするという事になるとと思いますが、持ち時間というのは世界の教員達に比べると日本の先生方は必ずしも多いわけではないらしいのです。ほとんど変わらない。だけれども、日本の先生方は忙しいというのは、結局課外でのいろんな仕事が多い。親の相談とか子供の相談とかですね。ですから、そういうことに関してすごく手間が必要だ、時間が必要だということですので、当然のことながら、一定の時間で仕事が終わられるようにするとなれば、当然教員増が必要になってくるわけです。そういうところからしっかりと財政当局にも主張していく必要があるのではないかと思います。

長くなって済みません。

○鎌田主査 教員の質の関係で、私も、比較的最近、アメリカの教員関係者が、アメリカの初等教員の将来の一番の懸念事項は、教員の処遇が悪いために教員の質が低下して、父母が教員を尊敬しなくなっている。このことが生徒に影響し、教育の質を劣化させていくことが最大の懸念事項だというお話をされていたことを思い出しました。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。検討課題案には幼児教育をはじめ、それぞれの教育段階における教育投資の優先度をどう考えるかというのがありますけれども、やはりそれぞれの教育段階、どれも大事だろうということを考えております。

立場上、やはり義務教育の充実というのをまず申し上げたいと思うのですが、少子化がこれからますます進行し、それに伴って、国民一人一人の役割は今後ますます重要になってくるだろうと。その国民の基礎的・基本的な教育を担っている義務教育は今後も充実をさせていく必要があるし、不可欠であろうと思います。

その義務教育の質の向上・教育水準を維持向上させるためには、やはり学校現場の教員の質、そういった力によるところが大きいというのは先ほどから意見が出ている通りだと思います。義務教育費の国庫負担金の拡充であるとか、人材確保法の充実、現在進めていただいております子供達によりきめの細かい指導を可能とする少人数学級とか、少人数指導の拡充というものは、現場におきまして本当に必要に感じます。かつてに比べて、子供達の個々の違いというものを非常に大きく感じております。本日、この会議に出るために学校を空けて来ているわけですが、1人でも先生がないというのは現場としては大変だということもお伝えしたいと思います。

そのほか、学校の施設・設備の整備ですけれども、非構造部材を含む完全なる耐震化であるとか、エアコンの完備、また話題には余り出ませんが、トイレの改修も各自治体によって進められておりますが、見るところ、格差が非常にあり、進んでいる地域もあれば、なかなか手つかずの地域があるというのが実情ではないかと思っております。

そうした地域間の格差というものが義務教育段階は特に国が関与しておりますので、その格差を生じない施策というものを望んでいるところです。こうしたこともこれまでの会議で出された意見をなぞったような形になりますが、小学校の現場で感じていることとし

て、先ほど前川審議官の方からもありましたが、幼児期における教育の充実というのが必要かと感じます。教育の第一義的責任は保護者にあり、家庭教育を今後いかに立て直していくかということも重要な課題だと思います。

今後、女性が社会に出て活躍する、また活躍が期待されるという中、子育ては女性がするものだという意味では決してありませんが、働きやすい環境を整えていくということと併せて、家庭での親と子供の関わりが少なくなってくるだろうと予想されますので、幼児期における教育に求められる役割というのは、今後ますます重要になってくると思います。

「三つ子の魂百まで」という諺があるように、施設、環境という部分と併せて、幼児期における教育の質というものも考えていく。基本的な生活習慣を小さいうちからしっかり育てていくということが、その子供のその後の教育を受けていくことにおいて大事であろうと思います。

最後に、財源が確保できたとして、自治体にそれが行きわたるときには、補助金という形ではなくて交付税交付金という形になりますから、自治体によってその使い方というのは、その自治体の状況によって変わるわけです。このことは各自治体の置かれている状況が違うことから理解できるのですが、都道府県において、学校1校における図書費が幾らかかっているとか、児童生徒1人当たりの教材費が幾らかというようなデータを見ると、明らかに格差があります。この調査を毎年公表していただき、これほど違いがあるのだというところはオープンにしていって、自分の子供がいる地域ではどうなのかというのを地域住民にお示しし、民意を高めていく。そうすることによって、それほど声があるのなら教育の方もしっかり充実させようというような動きになっていくのではないかと思います。

ありがとうございました。

○鎌田主査 では、加戸委員。

○加戸副主査 先ほどの鎌田主査のアメリカの教員の話、実は前川文科審議官が説明したペーパーの17ページで、教員給与がピークに達したのが昭和55年ですが、ちょうどこれを受けてアメリカが1980年代初頭、カリフォルニア州で、郵便配達よりも教員の給与が低いというので、日本を見習えというので教員のベースアップの動きが出て、全米に広がって教員の給与が上がったという歴史があったことだけを申し添えておきます。

○鎌田主査 松田委員、お願いいたします。

○松田委員 そうしましたら、私のほうから今日の議題の少子化の克服についてどう考えるか、このあたりに絡めて申し上げます。

少子化対策としてはさまざまなことが必要です。それはワーク・ライフ・バランスであったり、若者の雇用対策であったりありますけれども、教育がそこに果たせる役割は非常に強いと思います。中で、では優先順位、教育の中で少子化対策として貢献できるものの優先順位は何かということ2つです。

1つは、就学前教育。この費用負担をどう減らすか。

もう一つは、高等教育という費用負担をどう減らすかです。

子供を産みたいけれども、産めない、これが我が国の少子化の1つの要因です。夫婦の理想とする子供数は大体2.4人ぐらいいるのです。皆様これだけの子供を持つことができれば、少子化はかなり克服できます。しかしながら、実際産んでいるのは2人であり、欲しい数だけ子供を産めない状態。最大の理由は何かということ、60%の方がそこで挙げているのが、教育費ですとか子育ての費用負担の重さなのです。

では、どこの負担かといいますと、今日の資料でいきますと、個人ベースは年齢別のものではないのですが、5ページ、文科省様の資料でいきますと、就学前の段階と高等教育の段階での私費負担が重い。この間というのは、確かにここは問題ではありますけれども、少子化の克服という観点からいうと優先順位はまだ低いのではないかと。幼児教育は高尾山ぐらいの山ですね。高等教育は富士山ぐらいの山なのですけれども、両方ならすことが望まれるということで、前者のほうが先ではないかと思えます。幼児教育。理由は何かということ、少子化の克服ということを考えた場合に、多くの方がもう一人子供を産むかどうかというのを意思決定するタイミングというのは、お子様が小さいうちにもう一人産むかなのです。

それから、やはり今少子化の議論のほうでも費用負担をどう減らすかということがあった場合、やはりわずかな一歩ではありますけれども、まずは低年齢児のうちに教育費負担ですとか、さまざまな子育て費用の負担を軽減して、更にそれを拡充していくというのが1つの方向性と思えます。

○鎌田主査 ありがとうございます。

遠藤議員、いかがですか。

○遠藤議員 今、松田先生の話聞いていて、考えさせられたのは前に幼稚園教育の会合でお話をお伺いした時に1つ、おやっと思ったのが、これだけ女性の社会進出と言いながら、これまでのほぼ30年間パートとかは別にして、継続雇用されている女性の比率がほとんど変わっていない。ただ違ったのは、育休を取っているか、取っていないかだけという話がありましたが、これだけ女性の社会進出と言いながら30年間ほとんど家庭の仕組みは変わっていないのかなと言う事です。これは感想だけ申し上げさせていただきます。そこでもう一つ子育てというテーマで、少子化対策といったときに、例えば12ページにあります、多子世帯の保護者負担軽減ということで、なぜ兄妹が小学校1年生～3年生だったら、その弟、妹の負担軽減して、4年生、5年生なら負担軽減できないのか。全くばかばかしいなど。ここら辺からも少し考えていく必要があるのではないかと。子供は少し年が離れてもいいはずでというのが1つ。

それから、日本の住宅施策でも大体マンションの案内広告を見るとほとんどが3LDKまでなのです。4LDKはほとんどないのです。夫婦が1部屋、子供2部屋使えば、3人目の部屋はなくなってしまいます。そうしたトータルとしての少子化対策の考え方というのが整理されていないのかなと、話をお伺いして思いました。

戻りますが、今、自民党の教育再生実行本部で改めて機論しようと思ったのは、先ほど

前川さんの話があったように、幼児教育と大学教育だと。大学教育は、先ほど来話がありましたように、大学の組織としてのガバナンスを含めて、学長のもとにしっかりした経営体制をできるようにしましょうということについては、法律改正できたのですが、内容について、あるいは評価についての議論というのはまだまだなされていなかったのかなという気がしています。

この前も例えば東京大学は23位だったのですか。トータルとしての大学の評価はそうでしょうが、では、学部、学科はどうなのだろうというのが出てこないのです。地方創生の話をしたときに、例えば秋田大学の鉱山科、本当に日本で一番だったらもっと行くはずなのです。こういう評価を実はなされていない。もし佐賀大学の何々学部でこの教授の評価が高ければ、ここにみんなが集まって、企業が起きると。ちなみに、私の地元、山形県の鶴岡市というところで、慶應大学の先端生命科学研究所で蜘蛛の糸をつくって、そこに小島プレスという会社が、これは名古屋にあります、工場を持って行って拡大していこうと。ですから、地域創生という観点からも、もう少し大学の評価、トータルの大学だけだと評価で東大が上でピラミッドになっていきますけれども、学部、学科の評価をきっちりすると違って来る。それによって生徒が大学に入って授業を受けて、この評価に入っていくわけですが、このレベルに合わせて自分はどうも違うと思ったらほかの大学院に移っていく。そうすると、この評価さえきっちりしていれば、その単位をもとにして移れると思うのです。ですから、入学と卒業は変わっていいというような思いを常にしているのですが、そこの大学の中身の議論が余りこれまでなされてこなかったのではないかな。そんなこともあって、生煮え状態であった大学改革の問題をもう一度私たちもやりたいなと考えました。

先ほど貝ノ瀬先生から話がありましたが、義務教育はいろんな課題があるにしても、今、世界でも最高水準の義務教育だと私は思っているのです。いろんな国へ行っても、これだけ制度がしっかりして、これだけのレベルがあるという国はそうないなと。もちろん、考え方はいっぱいあります。先ほど言った特別支援の子供がクラスに1人いると、先生はほとんどつきっきりになって、なかなか運営がうまくいかないという課題があります。ただ、やはりそういう中で一番大事なものは、学校の先生の評価が低くなってきている。河野先生には大変申しわけありませんが、地域にあって先生が尊敬されていけば安心して子供を任せられますし、そこの部分が今一番大きな問題ではないのだろうか。そうすると、先生の評価をどうやって上げていくか。昔、河村建夫先生とともに教職大学院を制度設計したのですが、残念ながらうまくいっていない。ですから、大学教育との中身の議論とも関連するのですが、先生の評価、待遇も含めて上げていくことが現場の学校については一番大きな効果があるのではないだろうか。

そうすると、ただ現在の学校の先生だけでは当面若干不満があるとすれば、地域全体として学校をどうカバーしていくか。そういう意味でチーム学校としてその問題を取り上げていこう。こんなことで今2つの新しくチームを組んでやろうと思いましたが、またそ

のことで御意見をいただきたいと思っております。

○下村大臣 私からも、論点整理でお願いしたいのですが、教育というのはそれぞれが意見、見識を持っておられるので、幾らしてもとまらないぐらいなのですが、第3分科会は財源問題ということの中で、私の今日の資料、今度これについてきちっと説明をさせていただいてもいいのですが、資料5の中の9ページ、10ページをごらんになっていただきたいと思うのです。この中で、2020年教育再生のためのグランドデザイン、10ページはグランドデザイン実現に向けてのビジョンで2020年のビジョン、2030年のビジョン。これは先ほど申し上げましたように、去年の暮れから文部科学省の中で有識者の方々と勉強会を積み重ねてきた中での取りまとめでございますので、私の個人的な意見だけで書いているというものではありません。

これを1つのたたき台に議論していただいたほうがまとまるのではないかと思うのですが、なぜ9ページ、10ページのようなことになったかというのは、先ほどの歴史的な背景で私の立場からも申し上げれば、今までの日本の長所、それが今は逆に足かせになっていると思うのです。日本の長所は何かというと、それは読み書きそろばんと江戸時代の寺子屋から始まって、基礎基本については世界の中でも最も優れた教育を今からもう200年ぐらい前からやっていて、義務教育が明治5年から始まったときも、日本が最も識字率も含めて一定の国民の教育レベルというのは非常に高かった。近代工業化社会における学校の一定水準の支えるための人材育成というのは上手くいってきた。これは主に国や地方自治体ではなく個人がそれだけ国民一人一人の教育に対する、今は死語になりましたが、昔はぼろは着ていても心は錦というのがありましたが、教育に対しては、親は貧乏しても子供に対しては何とか教育をさせたいというのは、江戸時代以降、明治時代以降かもしれませんがあったと思います。

ところが、そういう基礎基本だけでは社会は非常に高度化、複雑化してきて対応できなくなってきたということと、格差社会と、そもそも高度化、複雑化に対応する高等教育と個人や家庭の教育支出だけでは対応できる家庭が限定してきているところが深刻な問題で、当然、それに対して、特に北欧等を中心とした教育投資を社会が、国が見ていたと思うのですが、日本はそれが二の次、三の次になってきたということが今の問題だと思うのです。

ですから、先ほど申し上げたような、本当に一人一人の豊かさを享受するために教育投資をするというのが個人とか家庭は限界で、社会が、国がどう保障するかということが問われる、それが教育立国として21世紀、これは日本だけの問題ではありませんが、先進諸国が取り組むべきことであって、19世紀は夜警国家、20世紀が福祉国家、21世紀はまさに教育文化立国国家として各国がどうそれに対してきちんと投資できるかどうか、それが国家の盛衰にもつながってくるという今ターニングポイント。

しかし、日本は長所が逆にあり過ぎたためにそれについての自覚が遅いというのが今であって、それがこの第3分科会として今後どうしていくかということだと思うのです。そ



のために、この9、10ページにあります。ここだけあれば全て解決するというものではありませんので、もちろん一番大切なのは就学前教育だと思います。それは、将来にわたって少ない投資でより成果、効果が上がるができるということですが、しかし、就学前教育だけで解決できる話でもなくて、就学前教育から始まって、ずっと高等教育まで含めて、更には生涯学習、社会人の学び直しを含めて全ての日本で生活している国民が、老いも若きもチャンス、可能性を提供するための教育条件どうつくるかということによってトータルパッケージが必要だと思います。もちろん優先順位はありますが、その中で先ほどバウチャー制度の話もありましたが、組み合わせだと思っております。機関補助的に教育機関に対してどう支援をすると、それから、教員に対しての支援をどうするかということと同時に個人としてバウチャー的な一部選択制も使うことによって、バウチャーで全て解決できるということでもないし、一方で機関補助だけでうまくいくということでもないし、どういふふうな組み合わせをこの教育段階においては何をより優先的にするかということだと思います。

財源も所得税とか消費税で全て解決できるということではなくて、給付型奨学金もある意味ではバウチャー的なものともとれるわけですが、トータルのパッケージで、高等教育についてはどういう組み合わせをしていくか、幼児教育についてはどういう組み合わせをするかということによってトータルとして、そうすると、10ページにありますように、2020年までにそれを全部クリアするとなると、所要額が更に4兆円から5兆円かかるのです。

それが全部完成すると、10ページの右側ですが、2060年で、つまり、基本的に全て教育の無償化を実現できるとすると、10兆円近く、ここには書いてありませんが、試算だと10兆円ぐらいかかるのですけれども、しかし、それによって先ほど松田先生からお話がありました、少子化対策にもつながるし、結果的にはGDPの拡大にもなって、10兆円近くの投資をしたとしても、50兆円から70兆円ぐらいの毎年の経済的な波及効果、これは公共事業の乗数効果よりはるかに高い効果が得られて、しかし、これを日本国内だけでなく世界の経済学者でこういうものを経済的に分析された方はまだいないと思うので、非常に大雑把な考え方ではあるけれども、しかし、こういうことが共有されたとき、教育というのはまさに未来に対する先行投資で、そして、今、赤字国債を発行しているというわけにはいかないと思います。新たな財源を国民に負担をしてもらうようにしながら、今、ここでこれだけの投資をするということは、それは日本にとっても、個々の国民にとってもプラスなのだとこの第3分科会の中でどう理論的に国民的にも理解してもらうものをつくり上げるかどうか。それもなおかつタイムリミットがあと半年ぐらい、来年の6月までですから、あと8カ月ぐらいということですが、そういうことになってタイムリミットを想定する中で是非深掘の議論をしていただきたいということ。これは非常にキーポイントです。これをつくって、教育再生実行会議の本体で議論していただきながら、それが教育再生実行会議の一番の結論になっていくようなことを是非していただければと思います。

ので、そういう前提で御議論していただければと思います。

○鎌田主査 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 大臣の御説明、ありがとうございます。

この資料は、私がこんなことを言うのもたいへん恐縮なのですが、すばらしくよくできていると思うのです。そこでさらなる要望を申し上げたいのですが、現在の4～5兆円の投資が将来の50～70兆円になるということですが、その部分のプロセスや根拠をもう少し詳しく作りこむ必要があると思うのです。やはり額が非常に大きいものですから、そのことを通して、より多くの人にリアリティを持ってもらえるようにしていく必要があると思います。それをしていくことが私達の仕事なのだと思います。

○下村大臣 それが先ほど言った、それをつくればノーベル賞ものです。それをここでつくっていきましょうと。根拠はまだ十分ではありません。でも、できればノーベル賞ものです。

○鎌田主査 そういう意味では、佐々木委員が最初におっしゃられた投資効果は個人の投資に対する個人の収益率というものでしたが、それと並んで、公共の投資が公にどれだけの利益をもたらすかという、この視点が重要で、それがなければ公財政支出の増大を正当化できないと思います。その部分を、ただのお題目だけではだめなので、もっと中身をしっかりとつくっていかうというのが、まさにこの分科会の一番の課題だと思いますので、今後、何回かの議論の中で詰めていければと思います。

それでは、先ほど大臣からも非常に的確で中身の濃いまとめをいただいたところでございますので、本日の討議はここまでとさせていただきます。

机上配付資料でございますように、次回は11月10日を予定いたしております。次回以降は分科会委員の方を中心に分科会のテーマについて順次意見発表をいただきたいと思っております。また全体会議委員の方も御希望がございましたら意見発表をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日はここで閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。